

第12問

以下の事実について、Xの罪責を論じなさい。

1 Xは、鉄筋5階建ての分譲マンション「トーダ TSUBAME」の101号室(X所有。以下「X宅」という)に妻のAと2人で暮らしていた。同マンションには、防火扉などは設置されていなかった。

Xは、普段から酒癖が悪く、日本酒を5,6合以上飲むと他人に暴力を振ることが度々あり、その暴力の程度は他人を死亡させかねない程度に至ることも少なくなかった。

2 ある日の午後6時ころ(以下、時刻のみを示す)、Xは、X宅で日本酒を飲み始めた。午後6時10分ころ、Aから、「お酒を飲んでばかりいないで、ちょっとは働いてよ」などと言われたため、憤激し、腹いせの気持ちと、X宅に掛けられた火災保険の保険金を得る目的で、X宅に火をつけて燃やそうと決意した。Xは、他の区画にも延焼するかもしれないと思ったが、Aや他の居住者に危害を加えるつもりはなかった。Xは、この日はそれほど大量の酒を飲むつもりはなく、暴れるほど酩酊することはないだろうと思いながら日本酒を飲み続けた。

責任能力あり

現住建造物放火罪の意思

傷害、殺人の意思なし

責任能力の状態と故意の発生時期の関係が重要

第12問 (続き)

3 午後7時15分ころ、上記の計画を実行するため、Aに対し、「この家に火をつける。危ないから出ていけ」などと叫びながら、近くにあった灯油入りのポリタンクを持ち出し、X宅内に灯油を撒布しようとした。Aが「やめて」と言って、これを止めようとしたところ、Xは、ポリタンク、新聞紙、ライターを持ってX宅を飛び出した。101号室の目の前にあるエレベーターが点検中でドアが開いていたため、Xは、エレベーターのかごの側壁に灯油を撒いた。なお、灯油は、ガソリンに比べて揮発性が低い上に、引火点も40度から60度と高く、直接火を近づけない限りあまり引火しない性質を有している。

4 午後7時20分ころ、居住者のBとCが騒ぎを聞いて出てきたため、Xは、「近づくと火をつけるぞ。向こうへ行け」と叫んで、棒状に丸めた新聞紙の先端にライターで火をつける格好をした。Xは、Bらが離れた後にエレベーターに火をつけるつもりだったが、BがXの持っていたライターと新聞紙を叩き落とし、その際、ライターの火が新聞紙と撒布された灯油に引火した。火は、エレベーターの側壁を約3m²焼いたところでBらによって消し止められた。

心神喪失

現住建造物放火罪
の意思

現住建造物放火罪の
実行の着手？

行為をやり終えていないことが
ポイント

現住建造物放火罪の
実行の着手？

焼損

第12問 (続き)

- 5 午後7時30分ころ、**X**は、Bに妨害されたことに憤激し、報復のためにBを殺害しようと決意し、Bに対し、携帯していたカッターナイフをBの首に向けて突き出した。Bは、これを避けたが、その弾みで転倒して地面に手をつき、手の平を擦りむいて、加療1週間を要する擦傷を負った。Xは、すぐにCに取り押さえられた。
- 6 午後7時ころには、Xの飲酒量の合計は7合に達し、それ以降、Xは、病的酩酊状態に陥り、行為の是非を弁識する能力およびそれによって行動を制御する能力が欠如した状態となっていた。

